

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項										
たまがわ高等支援学校	行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。 <table border="1" data-bbox="492 474 1629 590"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>3.5344㎡</td> <td>受付業務委託に係る受付場所</td> <td>免除</td> <td>令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>					種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	工作物	3.5344㎡	受付業務委託に係る受付場所	免除	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b>                      (使用状況の確認)                      第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                      (使用許可、貸付又は使用承認の状況)                      第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間												
工作物	3.5344㎡	受付業務委託に係る受付場所	免除	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月28日）